

任意後見制度



ご本人の判断力がしっかりしている間に、将来を任せられる後見人をご自身で決めておく制度です。
ご本人自身で、信頼できる後見人を自由に選ぶことができます。

どんなことをしてもらえますか？

後見人に任せたい内容は、判断力がしっかりしている間にご本人が自由に決めることができます。

- 例 年金などの収入や家賃、公共料金などの支払いや手続き
- 医療や介護サービスの契約や支払い
- 印鑑や通帳など大事な書類の預かり
- 定期的な見守りや生活上の困りごとの相談

どんな人におすすめ？

どなたでも利用できます。人生100年時代、さいごまで自分らしく地域や在宅で過ごすためには備えが必要です。おひとりさま、子どもがいない方、頼れる親族のいない方には特におすすめします。



大まかな手続き (心の絆ネットワークの場合 手続き費用は12~15万円)

- ①ご本人と「誰に何を頼みたいか」を相談します。司法書士を交えてその要望を整理し、公正証書をつくる準備をします。
- ②ご本人と任意後見人になってくれる人が、公証役場で公正証書を作成し、契約を必ずびます。
- ③その後ご本人の判断力が低下したとき、家庭裁判所で監督人選任の手続きをして後見を開始します。

あわせて支援できること 委任事務契約

判断力がしっかりしていても、高齢や障害による身体能力の低下により、お金の管理やサービス利用契約等自分で行えない場合も、支援することができます。お願いしたい内容や報酬はお互いが話し合ってから決め、委任契約をします。

任意後見の活用

委任事務契約をされている方のお話



Aさん (80代)

将来のことを考えて任意後見契約(同時に委任事務契約)を必ずびました。認知症になったり、身体が弱ってきたとき助けてもらえるので心強いです。子どもはいなく連れ合いも先立ち、一人暮らしです。周りの人からは「元気じゃね」と言われるけど、健康に自信はなく不安もあります。今はまだ判断力があるため、委任事務契約による「見守り」ということで本会のB会員(生活支援員)さんに月1回訪問してもらっています。知った人と話ができ、たびたび電話ももらえるのでうれしいです。まだある程度自分のことは自分でできるけど、B会員さんと関係をつくって行って頼っていけるので安心です。



Cさん (90代)

自宅で倒れたことがきっかけで任意後見契約(同時に委任事務契約)を必ずびました。子どもはいなく連れ合いも先立ち、サービス付き高齢者住宅で暮らしています。まだ元気な時から友人の紹介で本会のD会員さんに将来の備えをと契約をすすめられていたのですが、なかなか踏ん切りがつかせませんでした。

結局自宅で倒れてしまったのですが、幸いにも本会に入会していたのを知った親族がD会員さんへ連絡を取ってくれ、入院中に生活支援サービス委託契約書や委任状を作成しました。それにより入院している時から転院先や退院後のことなどいろいろ相談にのってもらったり、遠方の親族とやりとりしてもらいました。その後、病態が安定し落ち着き先の現在の施設にきた段階で、やっと任意後見契約を行うことができました。

現在は、そのおかげで財産管理をはじめ介護サービスの契約や役所の手続きなど、ほぼすべて委任事務受任者で代理人のD会員さんに助けてもらっています。コロナ前は外出などの支援者の調整もやってもらえ、豊かな日常を送ることができていました。コロナ禍でもつながりがあり、心の支えです。